

税

問合先 税務課

固定資産税

■1月1日現在の所有者に課税
今年中に土地・家屋を取得したり、家屋を新築したりした場合は、平成28年度から固定資産税が課税されます。

家屋を新築や増改築をしたときは、税務課へ届出をしてください。

※登記申請をした人は届出の必要はありません。

■家屋を取り壊したときは

届出が必要です

今年中に家屋を取り壊した場合は、その部分にかかる固定資産税は、翌年から課税されなくなります。必ず税務課へ届出をしてください。

届出をしないと、引き続き固定資産税が課税され、ご迷惑をかける場合があります。

■償却資産の申告

市内で事業を営む人は、所有する事業用資産について、来年1月末までに申告してください。

特に、今年1月2日以降に資産の入れ替えや廃業、個人から法人への資産の異動などがあれば、必ず申告してください。

また本市では、固定資産税(償却資産)の实地調査を行います。申告書の提出の際は、申告内容のいま一度の点検をお願いします。

また本市では、固定資産税(償却資産)の实地調査を行います。申告書の提出の際は、申告内容のいま一度の点検をお願いします。

■平成28年度分申告書類

配布時期 12月上旬(予定)

提出期限 来年2月1日(月)

12月は「税込確保重点月間」

大切な市税を確保するため、「税込確保重点月間」には、夜間・日曜日の納税相談や電話・訪問催告などを実施します。

また、「泉佐野市納付コールセンター」による納付勧奨もを行います。納付がまだの人は早めの納付をお願いします。

なお、市民のみなさんのご理解・ご協力により、平成26年度市税徴収率(現年度分)は、前年度を上回る99.35%となりました。また、滞納繰越分と合わせた合計徴収率は98.17%で、府内33市中で5年連続1位になりました。今後も正しい納税へのご協力をお願いします。

■夜間・休日納税相談

病氣・失業などの特別な事情で、やむを得ず納期限までに納められない場合に、期間を限つ

た納税猶予制度や分割納付などの方法がありますので、早めに相談してください。

日時

●夜間納税相談 12月7日(月) 11日(金) 午後5時15分～8時

●休日納税相談

12月13日(日) 午前9時～正午

場所 税務課

■滞納処分

滞納(市税を納期限内に納めないこと)になると、まず督促状や催告状により納付を促しますが、納付相談もなく滞納したままであると、延滞金がかさむばかりでなく、納期限内納税された人との税の公平性の観点から滞納している人の財産を調査し、差し押さえるなどの強制処分を行うこととなります。

滞納処分は最終手段です。このような事態がおこらないよう納税にご協力ください。



忘れずに納めましょう

固定資産税(償却資産分含む)、市・府民税の第4期納期限は、12月25日(金)です。市税の納付には便利な口座振替を利用してください。

税務署からのお知らせ

問合先 泉佐野税務署
☎462・3471

■公的年金を

受給されている人へ

公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下(※)で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告をする必要はありません。

(※)：複数から受給されている場合は、その合計額

●前述の場合でも、所得税の還付を受けるには、確定申告をする必要があります。

●公的年金などに係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税の確定申告が必要ない場合でも、住民税の申告が必要です。住民税に関して詳しいことは、市の税務課におたずねください。

大阪府からのお知らせ 12月は「税込確保重点月間」

府内の市町村と連携し、滞納者に対する徹底した催告や財産の差し押さえなどを行い、納期限内に納税された人との税の公平性を確保します。
問合先 大阪府泉南府税事務所 (☎439-3601)

国民年金

問合せ先 国保年金課

障害基礎年金

国民年金加入中や、老齢基礎年金受給前の60～64歳に初診を受けた病气やケガが原因で心身に障害が残り、次の①②のいずれにも該当する場合は、障害基礎年金を受けることができます。

※20歳前に初診日のある病气やケガにより障害の状態になった場合は、②のみに該当すれば障害基礎年金を受けることができます。(所得制限あり)

①初診日の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間(一部免除は納付している期間)、若年者納付猶予期間および学生納付特例期間を合わせた期間が、その被保険期間の3分の2以上あること
 ※平成28年3月31日までで初診を受けた場合は、初診日の前々月からさかのぼった1年間に保険料未納期間がないこと

②障害認定日(病气やケガにより、初めて診療を受けた日から1年6カ月を経過した日、またはそれ以前でも症状が固定した場合はその日)に国民年金法に

定められた障害等級1・2級の状態になっていること

※障害認定日以降に障害の程度が増進し、65歳になるまでに1・2級に該当した場合も申請できます。

年金額(平成27年度)

- 1級：975,100円
- 2級：780,100円

※受給者に生計を維持する子(年度末において18歳未満の子、または1・2級の障害の状態にある20歳未満の子)がいる場合は加算があります。

過去の国民年金任意加入対象期間(海外在任期間など除く)に加入していなかったことにより、その当時負った障害で障害基礎年金などを受給していない人に、国民年金制度の発展過程において生じた特別事情をかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金」があります。

受給額は障害基礎年金額と異なります。また、経過的福祉手当を受給中の人は併給できません。

※詳しくは問い合わせてください。



国民健康保険

問合せ先 国保年金課

加入・脱退の届出は

14日以内に

国民健康保険に加入している人が、就職や扶養認定されるなど社会保険に加入した場合、国民健康保険を脱退する必要があります。勤務先の新しい保険証と国民健康保険証を持参し、届出をしてください。

また、勤務先を退職して健康保険の任意継続をしなかった場合や、扶養から外れるなど社会保険の資格を喪失した場合は、国民健康保険に加入することになります。勤務先で加入していた健康保険の資格喪失証明書を持参し、喪失日(*)から14日以内(厳守)に届出をしてください。

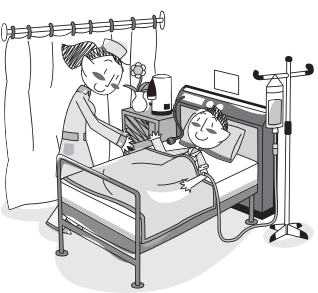
国民健康保険への加入は、直前に加入していた健康保険の喪失日までさかのぼります(最長2年間)。保険料も届出月ではなく加入月(資格取得月)から負担することになり、届出が遅れた期間は、保険での医療費負担も原則できませんので注意してください。

(*) 喪失日：健康保険の資格が切れた日

「任意継続制度」って?

勤務先の健康保険に一定の加入期間があれば、退職後も引き続き2年間を限度に継続加入できる制度です。保険料は会社負担分も含めた額(限度額あり)です。退職日の翌日から20日以内(厳守)に全国健康保険協会大阪支部または勤務していた会社の健康保険組合で手続きしてください。

退職する場合は、国民健康保険と任意継続のどちらを選択するのかをよく検討してください。



12月は国民健康保険料徴収強化月間

徴収強化月間

保険料は医療費や出産一時金などの給付の費用にあてられ、国保の大切な財源です。保険料徴収を強化するため、夜間の電話・訪問催告などを実施します。納期限を過ぎると、保険料のほかに督促手数料や延滞金もあわせて納めていただくことにもなります。また、未納のままにしておくと、保険証の有効期間や保険給付に制限がかかるほか、公平性の観点からやむを得ず滞納している人の財産を調査し、それらを差し押さえることにもなります。保険料は納期限までに納めてください。

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料 夜間の納付相談窓口

保険料の納付および納付相談や国民健康保険の加入(他の健康保険からの切替)・資格喪失手続きもできます。

日時 12月14日(月)～17日(木) 午後5時30分～8時

場所 国保年金課



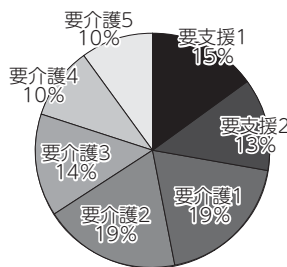
介護保険

問合先 高齢介護課

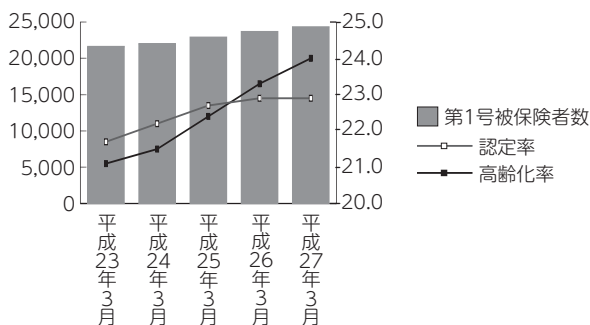
介護保険の運営状況

平成27年3月の第1号被保険者数は、24,331人、高齢化率は24.0%となっています。そのうち、5,574人が介護認

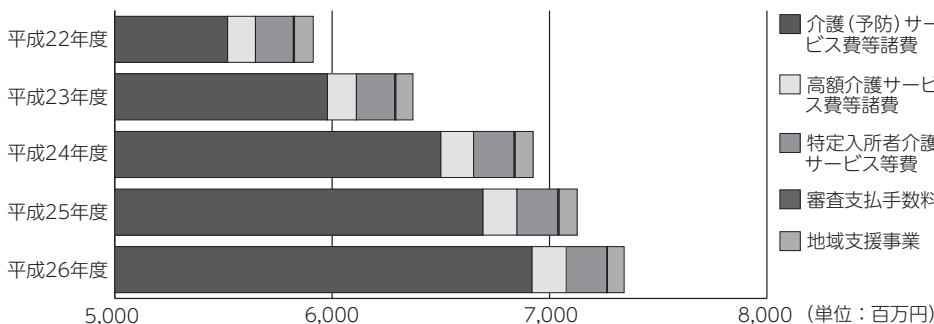
介護認定の状況 (平成27年3月)



高齢化率と認定率の推移



保険給付費等の推移



定を受けており、認定率は22.9%となっています。平成27年には団塊の世代が全て高齢者人口に加わり、高齢化が加速するとともに、介護を必要とする人の増加も見込まれています。平成27年3月の介護認定の状況は、要支援の認定を受けている人が28%、要介護の認定を受けている人が72%となっています。

す。介護度別の割合は、要介護1と要介護2の人がそれぞれ19%と最も多く、次いで要支援1の人が15%、要介護3の人が14%となっています。

保険給付費等の状況は、平成26年度の総合計は73億4,300万円となり、平成25年度から約3%の伸びとなっています。保険給付費等は介護保険料算定の基礎となる金額です。そのため、市では負担の公平性や給付の適正化を図るため、不要なサービスが提供されていないかなどをチェックする介護給付費等適正化事業の取組を進めています。

今後も安定した介護保険制度の運営を行うには、被保険者一人ひとりのご協力が必要となります。高齢者ご自身の健康増進への取組や介護保険料の納付に、ご理解・ご協力をお願いします。

65歳以上の人は 介護保険第1号被保険者

市内在住者が65歳になった場合や、65歳以上の人が市内に転入した場合、本市の介護保険第1号被保険者となり、介護保険料の通知書、納付書などを送ります。

所得税確定申告にかかる証明

申請・問合先 高齢介護課

■在宅の要介護者などのおむつ代の医療費控除

寝たきりなどで、おむつを使用している場合、確定申告の際に、おむつ代の領収書に医師が作成した「おむつ使用証明書」を添付することで、医療費控除を申告することができます。

また、2年目以降の申告には、市が発行する「確認書」をおむつ使用証明書に代えることができます。

■介護保険「要支援・要介護認定者」の障害者控除

身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けていない人でも、65歳以上で介護保険の要支援・要介護認定を受け、身体障害者に準じる者と認定される場合は、「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることができます。

確認書・障害者控除対象者認定書の交付を受ける場合、証明手数料(400円)が必要です。また、即日交付はできませんので、ご了承ください。

■納めた介護保険料の社会保険料控除

平成27年中に納めた介護保険料は、社会保険料控除として平成27年分の所得から控除できます。特別徴収(年金天引き)した介護保険料は本人の所得申告でのみ控除対象とすることができます。

普通徴収(納付書・口座振替)で納めた介護保険料がある人には、「介護保険料納付額確認書」を1月末に送付します。

※介護保険料を全額特別徴収(年金天引き)で納めている人には送付しません。日本年金機構などから送付される源泉徴収票をご利用ください。

介護保険料 4月1日現在(転入の場合は転入時、65歳になる場合は誕生日の前日)の世帯員の住民税課税状況と、本人の昨年中の課税年金収入額や合計所得金額(※)、住民税課税状況により決定します(保険料の算出方法は広報7月号をご覧ください)。

保険料決定額は納入通知書でお知らせします。

(※) 合計所得金額…地方税法第292条第1項第13号に規定される金額(年金・給与・不動産・配当等の各収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額の合計額で、純損失・雑損失・居住用資産等の譲渡損失・上場株式等に係る譲渡損失・先物取引に係る差金等決済に係る損失の繰越控除前の金額、土地・家屋等の譲渡所得は特別控除適用前の金額)を言います。(所得税や住民税の課税決定に用いられる「総所得金額」とは異なります)